

事務連絡
令和5年5月26日

地区薬剤師会 医療保険担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

下記の通り、日本薬剤師会より新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う調剤報酬上の特例対応に関する参考資料の提供がありました。
恐縮ですが、貴地区会員薬局へのご周知をお願いいたします。



事務連絡
令和5年5月19日

都道府県薬剤師会
担当事務局 御中

日本薬剤師会
事務局 医薬・保険課

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う
調剤報酬上の特例対応について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いに関する各種通知・事務連絡の発出につきましては、令和5年4月23日付け日薬業発第32号ほかにてお知らせしたところですが、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う調剤報酬上の特例対応について、表を作成いたしました。

ご参考までにお送りいたしますので、貴会会務にご活用ください。

(別添)

- ・新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う調剤報酬上の特例対応
(令和5年5月19日付け、日本薬剤師会作成)

別添 新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う調剤報酬上の特例対応（コロナ患者）

患者	これまで	令和5年5月8日～7月31日	8月1日～
自宅療養	処方箋「Cov自宅」	処方医の指示に基づき対応（これまでと同様、処方箋に「Cov自宅」と記載される可能性もあり）	
	新型コロナウイルス感染症治療薬（保険薬局ではラゲブリオカプセル、パキロビッドパック、ゾコーバ錠が該当。在宅患者の場合はベクルリ一点滴静注用もあり得る。以下、「コロナ治療薬」、「解熱鎮痛薬」など		
	一部負担なし（公費併用）	一部負担あり。ただし、コロナ治療薬の薬剤料の部分は公費支援（9/30で終了予定）により負担なし。	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）【対面】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）【電話など】 服薬管理指導料の加算（乳幼児服薬指導加算など） 服薬情報等提供料1（30点）※月上限なし		→ →【オンライン】（電話は不可） → →
宿泊療養	処方箋「Cov宿泊」	—	
	自宅療養と同じ		
来局	（想定なし）	コロナ治療薬	
		一部負担あり。ただし、コロナ治療薬の薬剤料の部分は公費支援（9/30で終了予定）により負担なし。	
		服薬管理指導料1または2の100分の200に相当する点数（90点、118点） 服薬情報等提供料1（※月上限なし）	
施設入所者など ① 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の入所者	自宅療養者の取り扱いに準じて対応	処方医の指示に基づき対応（処方箋への記載については、特段の規定なし）	
		コロナ治療薬、解熱鎮痛薬など	
		一部負担あり。ただし、コロナ治療薬の薬剤料の部分は公費支援（9/30で終了予定）により負担なし。	
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1【対面】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2【電話など】 服薬管理指導料の加算 服薬情報等提供料1 ※月上限なし	→ →【オンライン】（電話は不可） → →
② 介護療養病床等の入院患者、介護医療院・介護老人保健施設の入所者	コロナ治療薬の薬剤費以外の費用は、当該施設に対して請求（合議）	①の取り扱いと同じ ただし、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1または2、服薬管理指導料の加算、服薬情報等提供料1以外は、新型コロナウイルス感染症の治療に係る薬剤料（コロナ治療薬、解熱鎮痛薬など）のみ算定可能。	

注）特段の説明がある場合を除き、表記の調剤報酬点数のほかに調剤技術料および薬学管理料に該当する点数項目を算定可

（令和5年5月19日、日本薬剤師会作成）

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う調剤報酬上の特例対応（コロナ患者以外）

患者	これまで	令和5年5月8日～7月31日	8月1日～
外来患者 ➤ 患者が対面によらない服薬指導、薬剤交付を希望する場合	処方箋の記載「0410対応」		
	交付薬剤の制限なし（保険調剤の取り扱いのとおり）		
	一部負担あり（法定の負担割合）		
	薬剤服用歴管理指導料1 （43点）、 同2 （57点） ※旧点数 【電話など】		服薬管理指導料4 （45点、59点） 【オンライン】 （電話は不可）
在宅患者 ➤ 感染の懸念から、患者が対面によらない服薬指導、薬剤交付を希望する場合	処方箋への記載については、特段の規定なし		
	交付薬剤の制限なし（保険調剤の取り扱いのとおり）		
	一部負担あり（法定の負担割合）		
	薬剤服用歴管理指導料1 （43点） ※旧点数 【電話など】 ただし、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費と合わせて月4回（末期の悪性腫瘍患者などの場合は週2回かつ月8回）まで		在宅患者 オンライン 薬剤管理指導料 （電話は不可）

注1) 特段の説明がある場合を除き、表記の調剤報酬点数のほかに調剤技術料および薬学管理料に該当する点数項目を算定可

注2) 「在宅患者」は、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費、または、介護予防居宅療養管理指導費を算定している場合が対象